

旧小学校を活用したアトリエ 募集要項

大分市では、「アートレジオン推進事業」の一つとして、閉校した小学校を活用したアトリエ貸出を行っています。

この事業は、人口減少や少子高齢化が進む周辺地域において、市内外からアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して**文化芸術の振興**を図るとともに、**地域住民との交流を促進すること**で**地域活性化**につなげることを目的にしています。

＊アートレジオン…アートとレジオン（仏語で地域）の造語

1. 利用概要

◆**対象** アトリエを利用しようとする方は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ☐ 文化芸術に関する活動を生計の主としている者または志している者であること。
- ☐ 地域住民との交流が図れる者であること。
- ☐ 文化芸術の振興及び地域の生涯学習として、アトリエの公開や作品展示、ワークショップ等を実施できる者であること。
- ☐ 地方税等を滞納していない者であること。
- ☐ 大分市暴力団排除条例(平成23年大分市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

◆**対象となるアトリエ**

- ①おおじゅうきアートスタジオ(旧大志生木小学校アトリエ) 住所:大分市志生木 207-1
募集アトリエ:1階 旧事務室(約 33 ㎡)
1階 旧幼稚園事務室(約 50 ㎡)
2 階 旧普通教室(約 65 ㎡) ※令和 8 年 2 月 1 日から利用可能

- ②ななせアートスタジオ(旧野津原中部小学校アトリエ) 住所:大分市竹矢 2108-1
募集アトリエ:1階 旧保健室(約 31 ㎡)

◆**時間** アトリエを利用できる時間は、原則として午前8時30分から午後10時までです。

◆**料金** 利用料として、施設全体の光熱水費等から利用面積により按分し、1年間分を請求します。
ただし、**お試し使用期間中は、請求しません。**
★30 歳に達する年度までは無料で利用できます。

2. 利用の手続き

Step 1 **まずは、“お試し使用（90日間）”でアトリエ利用を体験！**

お試し使用許可申請書に、面接補足資料、作品写真、住民票の写し、納税証明書（滞納がないことを証する書面）等を添えて文化振興課（本庁舎5階）へ提出してください。文化振興課長等の面接により審査します。

Step 2 **引き続き利用したいと思ったら、“利用”許可申請へ！（最大5年間）**

お試し使用期間終了の30日前までに、利用許可申請書、お試し使用実績報告書等を文化振興課へ提出してください。委員会により審査し、適当と認められた時は、覚書を締結します。

3. 利用者になったら…

◇毎年3月に利用実績報告書を提出していただき、活用状況を確認します。

◇利用期間は利用許可書の通知から1年間です。自動更新可能で、最大5年間利用できます。

◇アトリエの利用料（光熱水費等）は、翌年度4月に一括請求します。

◇アートイベント及び地域の生涯学習に連携・協力していただきます。

アートレジオン推進事業におけるアートスタジオでのイベント等において、ワークショップ及びアトリエの公開、作品展示を無償で協力いただきます。また、地域から生涯学習の場として、ワークショップの開催における要請があった場合、年1回に限り無償で協力いただきます。（いずれも、材料費は除く）

4. お試し使用及び利用者の遵守事項など

◇常時、後片付け等の環境美化に努めてください。また、共有スペースについてはお試し使用者及び利用者と協力し合い、環境美化に努めてください。

◇退去時には原則として原状回復していただきます。

◇施設全体には、施錠および機械警備がかかっていますが、各部屋には施錠や警備がありません。
施錠が必要な場合は、市に事前連絡のうえ、利用者の負担で設置してください。

◇住居や、不特定多数が利用する物販、飲食業等の店舗としては利用できません。

◇作品等の管理は、ご自身でお願いします。利用中における損害等について、市は一切責任を負いません。

◇ほかの利用者に迷惑がかかる行為等は行わないでください。市が定める規則等に違反したとき、許可された目的以外の利用をしたときなどは、使用許可を取消し、撤去および退去していただく場合がありますので、ご注意ください。

まずは一度、施設見学を！美しい自然、吹き抜ける風、そして様々な人との交流…。

ここであなただけの創作活動を見つけてみませんか。



佐賀関地区
美しい海



野津原地区
道の駅のつはると緑豊かな山々



過去のアートイベントや
地域交流の様子

お問合せ 大分市企画部文化振興課
TEL097-537-5663